

## 最低賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて

### (関係条文)

#### (最低賃金法)

##### (第25条第5項)

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

##### (第25条第6項)

最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

#### (最低賃金法施行規則)

##### (第11条第1項)

都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定に期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

##### (第11条第2項)

最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。

**(最低賃金専門部会運営規程)**

**(第7条)**

会議は、原則として非公開とする。

**(第8条第2項)**

議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

**(第8条第3項)**

議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。

**(第10条)**

この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。